名称　伯方大島大橋橋梁灯（R二灯）
位置
所在地　伯方大島大橋橋梁灯（C二灯）の南西方約一八〇メートル
北緯　三四―一一―二七
東経　一三三―〇四―一七
変更した事項
光度　五〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
記事　一　薄暮、薄明時は、光度五〇〇カンデラで点灯する。
二　本灯は、伯方大島大橋橋梁灯（C二灯）及び伯方大島大橋橋梁灯（L二灯）と同期している。
三　本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ今治管理センター管理
変更年月日　平成二十九年十二月十三日

名称　金武中城港石川火力発電第一号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約一五キロメートル）
北緯　二六―二五―二六
東経　一二七―五〇―四一
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎五秒に一せん光
変更年月日　平成三十年一月十三日
記事　灯質変更のうえ復旧

名称　金武中城港石川火力発電第二号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約一五キロメートル）
北緯　二六―二五―二八
東経　一二七―五〇―四三
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎五秒に一せん光
変更年月日　平成三十年一月十三日
記事　灯質変更のうえ復旧

○環境省告示第十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十三日

環境大臣　中川　雅治

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　九電産業株式会社
ロ　住所　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目一番八十二号
ハ　代表者の氏名　代表取締役　吉迫　徹
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
イ　福岡県北九州市小倉北区西港町六十四番一
ロ　福岡県北九州市小倉北区西港町六十四番四
ハ　福岡県北九州市小倉北区緑ヶ丘三丁目百十二番一
ニ　福岡県北九州市小倉南区高野六丁目千三百二十一番
ホ　長崎県大村市寿古町五百五十五番十四
ヘ　大分県大分市大字一の洲一番二
ト　大分県佐伯市大字海崎字引場鼻二千三百三十番
三　無害化処理の用に供する施設の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
平成三十年二月七日
六　縦覧場所
イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
ロ　九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　九州地方環境事務所福岡事務所廃棄物・リサイクル対策課
ニ　福岡県環境部廃棄物対策課
ホ　北九州市環境局環境監視部環境監視課
ヘ　長崎県環境部廃棄物対策課
ト　大村市市民環境部環境保全課
チ　大村市福重出張所
リ　大村市松原出張所
ヌ　大分県生活環境部循環社会推進課
ル　大分県南部保健所
ヲ　大分市環境部産業廃棄物対策課
ワ　大分市市民部鶴崎支所
カ　佐伯市市民生活部環境対策課

○東北地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宮城県亘理郡山元町八手庭字前田四番三から同町八手庭字屋敷三三番五まで	前	一四・六〇～三二・五〇メートル
	後	一四・六〇～三六・二〇メートル　〇・一六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名　六号
供用開始の区間　宮城県亘理郡山元町八手庭字前田四番三から同町八手庭字屋敷三三番五まで
図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
供用開始の期日　平成三十年三月十三日

○北陸地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十三日

北陸地方整備局長　小俣　篤

一　施行者の名称　富山県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千八百三十六号富山高岡広域都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、南砺都市計画及び福岡都市計画下水道事業小矢部川流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十六年十一月十八日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし